

別紙

標準仕様書 一般廃棄物（可・不燃物）収集運搬業務

1. 当園各棟の集積所より収集し、中央集積所にて資源ゴミ等に分別した後、市の焼却処分場へ搬送すること。
2. 毎週月曜日から土曜日の13時以降に分別収集業務を行うこと。
3. 日曜日及び祝祭日等で連続2日以上休みが続くときは、当園の指定する曜日の13時以降に分別収集業務を行う。
4. 年間予定数量は、36,850kgである。
5. 契約期間は一年間とし、支払は1月毎にとりまとめて支払う。
6. 一般廃棄物収集運搬業許可証を提出すること。